

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

1.1.8
書面の書式及び取扱い

変更なし

1.1.9
保険の加入及び事故の補償

標準仕様書 1.1.1.19 によるほか、次による。

受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.19
個人情報の保護

1 変更なし

2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 変更なし

(2) 変更なし

(3) その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱う。

3 変更なし

4 変更なし

第4節 記録

1.4.1
工事の記録等

標準仕様書 1.1.2.4 によるほか、次による。

1 変更なし

2 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第3章 給水設備工事

第3節 施工

3.3.4 管の接合

1～4（変更なしー省略）

5 鋳鉄管は、次による。

(1) メカニカル接合又は差込接合の場合は、次による。

ア メカニカル接合の場合は、受口部の底に差口端部が接触するまで差し込み、あらかじめ差口端近くにはめ込んだゴム輪を受口と差口との間隙にねじれが生じないように挿入の上、押輪で押さえ、ボルト及びナットで周囲均等に適切なトルクで締め付けてゴム輪を管体に密着させる。

イ 差込接合の場合は、あらかじめゴム輪をゴム輪のバルブ部が奥になるように受口内面の突起部に正確にはめ込み、フォーク又はジャッキ等により差口部に設けられた表示線が受口端面に位置するまで差口を差し込む。

なお、管の挿入に使用する滑剤は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。

(2) フランジ接合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトで均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類又はヤーン等の挿入により配管を調節してはならない。

6 ビニル管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.9 による。

(1) 呼び径 10 から 50 までの範囲では接着接合（TS 式接合）とする。

(2) 呼び径 75、100 及び 150 の場合は、ゴム輪接合とする。

7 水道配水用ポリエチレン管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.10 による。呼び径 50、75、100 及び 150 の場合は、電気融着接合とする。

8 架橋ポリエチレン管は、標準仕様書 2.2.5.11 による。

9 ポリブテン管は、標準仕様書 2.2.5.12 による。

3.3.5 異種管の接合

次によるほか、標準仕様書 2.2.5.15 による。

水道配水用ポリエチレン管と鋼管

絶縁フランジ接合とし、接合要領は標準仕様書 2.2.5.15 による。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第4章 排水・通気設備工事

第3節 施工

4.3.3 管の接合

次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。

- 1 鋼管、コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管は次によるほか、標準仕様書 2.2.5.2 及び 2.2.5.6 による。
 - (1) ねじ込み式可鍛鉄製管継手との接合は、本共通仕様書 3.3.4 の 1 による。
 - (2) コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管の接合をする際は、管切断面にエポキシ樹脂塗料を塗布する。
なお、管の外面が傷んだ部分は、塗装又は防食テープにより補修を行う。

- 2 ビニル管は、標準仕様書 2.2.5.9 による。

4.3.4 異種管の接合

次によるほか、標準仕様書 2.2.5.15 による。

ビニル管と鋼管

ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末にビニル管を接合するときには、MD ジョイントを使用する。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第5章 給湯設備工事

第3節 施工

5.3.2 管の接合

次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 並びに標準仕様書 2.2.5.7、2.2.5.11 及び 2.2.5.12 による。

- 1 銅管と鋼管を接続する場合には、絶縁継手を用いる。
- 2 フレアー接合は、治具を用いて拡管し、接合面を十分に清掃した後に、正しく締め込む。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第8章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）

第1節 塗装工事

8.1.11
鋼製架台及び
支持金物等

- 1 鋼製架台及び支持金物等は、鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、「標準仕様書 2.3.2.1.4 塗装」を施したものとする。ただし、屋外部分及び床下ピット等の多湿箇所は、「標準仕様書 2.3.2.2.4 溶融亜鉛めっき」による HDZT49 を施したもの又はステンレス鋼製（SUS304）とする。
 なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、「標準仕様書 2.3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料」で補修を行う。
- 2 変更なしー省略

第2節 防露・保温工事

8.2.2
防露・保温基
準

- 次によるほか、標準仕様書 2.3.1.4 による。
- 1 防露・保温の対象別施工基準は、表 8.2.1 による。

表 8.2.1 管の防露・保温施工種別

工事区分		給水・消火	排水	給湯
屋内	屋内露出	a ₁ -VII		a ₁ -I
	押入内・物置内	a ₁ -VII	a ₁ -VII	a ₁ -I
屋内 隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	<u>c</u> -VII	<u>c</u> -VII	<u>c</u> -I
	住戸内のパイプシャフト	<u>c</u> -VII		<u>c</u> -I
	階下のあるトレンチ内	<u>c</u> -VII	<u>c</u> -VII	<u>c</u> -I
	住戸外のパイプシャフト	<u>c</u> -VII		<u>c</u> -I
	スラブ上転がし配管			
暗渠	屋外ピット内	d-VII		d-I
	階下のないトレンチ内	d-VII		d-I
床下	1階床下	d-VII		d-I
屋外 多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e ₂ -VII		e ₂ -I

(注) 1 表中の a₁、c、d、e₂ と保温材は、標準仕様書表 2.3.3 によるものとし、I 及びVIIは、標準仕様書表 2.3.7 による。

(注) 2～5 (変更なしー省略)

2～4 (変更なしー省略)

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第9章 昇降機設備工事

第4節 かご

9.4.10
防犯カメラ設
備

- 1 防犯カメラ及びデジタルレコーダーから構成されるものとし、その仕様は次による。
 - (1) 防犯カメラ
 - ア カラーカメラとし、形状はドーム型とする。
 - イ 撮影部は、固体撮像素子（CCD又はCMOS）で構成されたものとする。
 - ウ 性能は、水平解像度は330TV本以上、最低被写体照度は10lx以下、オートホワイトバランス機能付きとする。
 - (2) 変更なし
- 2 変更なし
- 3 変更なし

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>（変更なしー省略）</p> <p>1.1.8 <u>書面の書式及び取扱い</u></p> <p>1.1.9 保険の加入及び事故の補償</p> <p>標準仕様書 1.1.1.19 によるほか、次による。 受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p>1.1.19 個人情報の保護</p> <p>1 （変更なしー省略） 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1) （変更なしー省略） (2) （変更なしー省略） (3) その他、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱う。 3 （変更なしー省略） 4 （変更なしー省略）</p> <p>第4節 記録</p> <p>標準仕様書 <u>1.1.2.4</u> によるほか、次による。 1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略）</p>	<p>第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>（変更なしー省略）</p> <p>1.1.8 <u>提出書類</u></p> <p>1.1.9 保険の加入及び事故の補償</p> <p>標準仕様書 1.1.1.19 によるほか、次による。 1 受注者は法定外の労災保険^(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。 ※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。 2 標準仕様書「1.1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。 (5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。 (7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。</p> <p>1.1.19 個人情報の保護</p> <p>1 （変更なしー省略） 2 個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1) （変更なしー省略） (2) （変更なしー省略） (3) その他、<u>東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）</u>に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱う。 3 （変更なしー省略） 4 （変更なしー省略）</p> <p>第4節 記録</p> <p>標準仕様書 <u>1.1.2.5</u> によるほか、次による。 1 （変更なしー省略） 2 （変更なしー省略）</p> <p>1.4.1 <u>試験、施工等の記録</u></p>	<p>標準仕様書に合わせて名称変更</p> <p>標準仕様書に合わせて文言削除</p> <p>都条例廃止に伴い修正</p> <p>標準仕様書 1.1.2.5 が 1.1.2.4 に統合し名称変更</p>

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
21	<p style="text-align: center;">第3章 給水設備工事</p> <p>第3節 施工</p> <p>1～4（変更なし－省略）</p> <p>5 鋳鉄管は、次による。</p> <p><u>(1) メカニカル接合又は差込接合の場合は、次による。</u></p> <p><u>ア メカニカル接合の場合は、受口部の底に差口端部が接触するまで差し込み、あらかじめ差口端近くにはめ込んだゴム輪を受口と差口との間隙にねじれが生じないように挿入の上、押輪で押さえ、ボルト及びナットで周囲均等に適切なトルクで締め付けてゴム輪を管体に密着させる。</u></p> <p><u>イ 差込接合の場合は、あらかじめゴム輪をゴム輪のバルブ部が奥になるように受口内面の突起部に正確にはめ込み、フォーク又はジャッキ等により差口部に設けられた表示線を受口端面に位置するまで差口を差し込む。</u></p> <p><u>なお、管の挿入に使用する滑剤は、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。</u></p> <p><u>(2) フランジ接合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトで均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類又はヤーン等の挿入により配管を調節してはならない。</u></p> <p>6 ビニル管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5. <u>9</u> による。</p> <p>(1) 呼び径 10 から 50 までの範囲では接着接合（TS 式接合）とする。</p> <p>(2) 呼び径 75、100 及び 150 の場合は、ゴム輪接合とする。</p> <p>7 水道配水用ポリエチレン管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5. <u>10</u> による。呼び径 50、75、100 及び 150 の場合は、電気融着接合とする。</p> <p>8 架橋ポリエチレン管は、標準仕様書 2.2.5. <u>11</u> による。</p> <p>9 ポリブテン管は、標準仕様書 2.2.5. <u>12</u> による。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 給水設備工事</p> <p>第3節 施工</p> <p>1～4（変更なし－省略）</p> <p>5 鋳鉄管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5.9による。</p> <p>フランジ接合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトで均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類又はヤーン等の挿入により配管を調節してはならない。</p> <p>6 ビニル管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5. 10 による。</p> <p>(1) 呼び径 10 から 50 までの範囲では接着接合（TS 式接合）とする。</p> <p>(2) 呼び径 75、100 及び 150 の場合は、ゴム輪接合とする。</p> <p>7 水道配水用ポリエチレン管は、次によるほか、標準仕様書 2.2.5. 11 による。呼び径 50、75、100 及び 150 の場合は、電気融着接合とする。</p> <p>8 架橋ポリエチレン管は、標準仕様書 2.2.5. 12 による。</p> <p>9 ポリブテン管は、標準仕様書 2.2.5. 13 による。</p>	<p>標準仕様書から鋳鉄管が削除されたため文言修正し、項目追加</p> <p>標準仕様書に合わせて項番修正</p>
22	<p>次によるほか、標準仕様書 2.2.5. <u>15</u> による。</p> <p>水道配水用ポリエチレン管と鋼管</p> <p>絶縁フランジ接合とし、接合要領は標準仕様書 2.2.5. <u>15</u> による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 排水・通気設備工事</p> <p>第3節 施工</p>	<p>次によるほか、標準仕様書 2.2.5. 17 による。</p> <p>水道配水用ポリエチレン管と鋼管</p> <p>絶縁フランジ接合とし、接合要領は標準仕様書 2.2.5. 17 による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 排水・通気設備工事</p> <p>第3節 施工</p>	<p>標準仕様書に合わせて項番修正</p>
26	<p>次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。</p> <p>1 鋼管、コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管は次によるほか、標準仕様書 2.2.5.2 及び 2.2.5. <u>6</u> による。</p>	<p>次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 による。</p> <p>1 鋼管、コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管は次によるほか、標準仕様書 2.2.5.2 及び 2.2.5. 6 による。</p>	<p>標準仕様書に合わせて項番修正</p>

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p>(1) ねじ込み式可鍛鉄製管継手との接合は、本共通仕様書 3.3.4 の 1 による。</p> <p>(2) コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管の接合をする際は、管切断面にエポキシ樹脂塗料を塗布する。 なお、管の外面が傷んだ部分は、塗装又は防食テープにより補修を行う。</p> <p><u>2</u> ビニル管は、標準仕様書 2.2.5. <u>9</u> による。</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.5. <u>15</u> による。</p> <p>4.3.4 異種管の接合 ビニル管と鋼管 ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末にビニル管を接合するときには、MD ジョイントを使用する。</p>	<p>(1) ねじ込み式可鍛鉄製管継手との接合は、本共通仕様書 3.3.4 の 1 による。</p> <p>(2) コーティング鋼管及び排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管の接合をする際は、管切断面にエポキシ樹脂塗料を塗布する。 なお、管の外面が傷んだ部分は、塗装又は防食テープにより補修を行う。</p> <p>2 鋼管は、標準仕様書 2.2.5. 9 による。</p> <p>3 ビニル管は、標準仕様書 2.2.5. 10 による。</p> <p>次によるほか、標準仕様書 2.2.5. 17 による。</p> <p>1 ビニル管と鋼管 ねじ込み式排水管継手とビニル製バルブソケット若しくはビニル製鋼管用アダプター、差し込み継手、MD ジョイント又は VS 継手を使用する。ただし、土中の場合で、鋼管の管末にビニル管を接合するときには、MD ジョイントを使用する。</p> <p>2 ビニル管と鋼管 ビニル管の切口部分を加熱し、鋼管に差し込む。差し込み代は、鋼管の内径の 1.5 倍とする。</p>	<p>せて項番修正</p> <p>標準仕様書に合わせて項目削除</p> <p>標準仕様書に合わせて項番修正</p> <p>標準仕様書に合わせて項目削除</p>
	<p style="text-align: center;">第 5 章 給湯設備工事</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 施工</p> <p>次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 並びに標準仕様書 2.2.5.7、2.2.5. <u>11</u> 及び 2.2.5. <u>12</u> による。</p> <p>1 鋼管と鋼管を接続する場合には、絶縁継手を用いる。</p> <p>2 フレアー接合は、治具を用いて拡管し、接合面を十分に清掃した後に、正しく締め込む。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 給湯設備工事</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 施工</p> <p>次によるほか、本共通仕様書 3.3.4 並びに標準仕様書 2.2.5.7、2.2.5. 12 及び 2.2.5. 13 による。</p> <p>1 鋼管と鋼管を接続する場合には、絶縁継手を用いる。</p> <p>2 フレアー接合は、治具を用いて拡管し、接合面を十分に清掃した後に、正しく締め込む。</p>	<p>標準仕様書に合わせて項番修正</p>
31	<p>5.3.2 管の接合</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 塗装工事</p> <p>1 鋼製架台及び支持金物等は、鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、「標準仕様書 2.3.2.1.4 塗装」を施したものとする。ただし、屋外部分及び床下ピット等の多湿箇所は、「標準仕様書 2.3.2.2.4 溶融亜鉛めっき」による <u>HDZT49</u> を施したもの又はステンレス鋼製（SUS304）とする。 なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、「標準仕様書 2.3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料」で補修を行う。</p> <p>2 （変更なしー省略）</p>	<p>5.3.2 管の接合</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 共通工事（塗装及び防露・保温工事）</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 塗装工事</p> <p>1 鋼製架台及び支持金物等は、鋼板、形鋼、棒鋼、平鋼又は軽量形鋼によるものとし、「標準仕様書 2.3.2.1.4 塗装」を施したものとする。ただし、屋外部分及び床下ピット等の多湿箇所は、「標準仕様書 2.3.2.2.4 溶融亜鉛めっき」による 2種35 を施したもの又はステンレス鋼製（SUS304）とする。 なお、現場等で、亜鉛めっきを施した鋼材を加工した部分は、「標準仕様書 2.3.2.2.7 有機質亜鉛末塗料」で補修を行う。</p> <p>2 （変更なしー省略）</p>	<p>標準仕様書に合わせて項番修正</p> <p>標準仕様書に合わせて修正</p>
38	<p>8.1.11 鋼製架台及び支持金物等</p>	<p>8.1.11 鋼製架台及び支持金物等</p>	<p>標準仕様書に合わせて修正</p>

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要																																																																																																												
39	<p>8.2.2 防露・保温基準</p> <p>第2節 防露・保温工事</p> <p>次によるほか、標準仕様書2.3.1.4による。</p> <p>1 防露・保温の対象別施工基準は、表8.2.1による。</p> <p style="text-align: center;">表8.2.1 管の防露・保温施工種別</p> <table border="1" data-bbox="468 562 1397 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事区分</th> <th>給水・消火</th> <th>排水</th> <th>給湯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td>屋内露出</td> <td>a₁-VII</td> <td></td> <td>a₁-I</td> </tr> <tr> <td>押入内・物置内</td> <td>a₁-VII</td> <td>a₁-VII</td> <td>a₁-I</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋内隠蔽</td> <td>天井内・木造壁内（パイプスペース）</td> <td>c₁-VII</td> <td>c₁-VII</td> <td>c₁-I</td> </tr> <tr> <td>住戸内のパイプシャフト</td> <td>c₁-VII</td> <td></td> <td>c₁-I</td> </tr> <tr> <td>階下のあるトレンチ内</td> <td>c₁-VII</td> <td>c₁-VII</td> <td>c₁-I</td> </tr> <tr> <td>住戸外のパイプシャフト</td> <td>c₁-VII</td> <td></td> <td>c₁-I</td> </tr> <tr> <td>スラブ上転がし配管</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠</td> <td>屋外ピット内</td> <td>d-VII</td> <td></td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>階下のないトレンチ内</td> <td>d-VII</td> <td></td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>床下</td> <td>1階床下</td> <td>d-VII</td> <td></td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>屋外多湿</td> <td>バルコニー・開放廊下 屋外露出</td> <td>e₂-VII</td> <td></td> <td>e₂-I</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 表中の a₁、c₁、d、e₂と保温材は、標準仕様書表2.3.3によるものとし、I及びVIIは、標準仕様書表2.3.7による。</p> <p>(注) 2～5（変更なしー省略）</p> <p>2～4（変更なしー省略）</p>	工事区分		給水・消火	排水	給湯	屋内	屋内露出	a ₁ -VII		a ₁ -I	押入内・物置内	a ₁ -VII	a ₁ -VII	a ₁ -I	屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c ₁ -VII	c ₁ -VII	c ₁ -I	住戸内のパイプシャフト	c ₁ -VII		c ₁ -I	階下のあるトレンチ内	c ₁ -VII	c ₁ -VII	c ₁ -I	住戸外のパイプシャフト	c ₁ -VII		c ₁ -I	スラブ上転がし配管				暗渠	屋外ピット内	d-VII		d-I	階下のないトレンチ内	d-VII		d-I	床下	1階床下	d-VII		d-I	屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e ₂ -VII		e ₂ -I	<p>8.2.2 防露・保温基準</p> <p>第2節 防露・保温工事</p> <p>次によるほか、標準仕様書2.3.1.4による。</p> <p>1 防露・保温の対象別施工基準は、表8.2.1による。</p> <p style="text-align: center;">表8.2.1 管の防露・保温施工種別</p> <table border="1" data-bbox="1685 562 2614 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事区分</th> <th>給水・消火</th> <th>排水</th> <th>給湯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td>屋内露出</td> <td>a₁-VII</td> <td></td> <td>a₁-I</td> </tr> <tr> <td>押入内・物置内</td> <td>a₁-VII</td> <td>a₁-VII</td> <td>a₁-I</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋内隠蔽</td> <td>天井内・木造壁内（パイプスペース）</td> <td>e₂-VII</td> <td>e₂-VII</td> <td>e₂-I</td> </tr> <tr> <td>住戸内のパイプシャフト</td> <td>e₂-VII</td> <td></td> <td>e₂-I</td> </tr> <tr> <td>階下のあるトレンチ内</td> <td>e₂-VII</td> <td>e₂-VII</td> <td>e₂-I</td> </tr> <tr> <td>住戸外のパイプシャフト</td> <td>e₂-VII</td> <td></td> <td>e₂-I</td> </tr> <tr> <td>スラブ上転がし配管</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暗渠</td> <td>屋外ピット内</td> <td>d-VII</td> <td></td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>階下のないトレンチ内</td> <td>d-VII</td> <td></td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>床下</td> <td>1階床下</td> <td>d-VII</td> <td></td> <td>d-I</td> </tr> <tr> <td>屋外多湿</td> <td>バルコニー・開放廊下 屋外露出</td> <td>e₂-VII</td> <td></td> <td>e₂-I</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 表中の a₁、e₂、d、e₂と保温材は、標準仕様書表2.3.3によるものとし、I及びVIIは、標準仕様書表2.3.7による。</p> <p>(注) 2～5（変更なしー省略）</p> <p>2～4（変更なしー省略）</p>	工事区分		給水・消火	排水	給湯	屋内	屋内露出	a ₁ -VII		a ₁ -I	押入内・物置内	a ₁ -VII	a ₁ -VII	a ₁ -I	屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	e ₂ -VII	e ₂ -VII	e ₂ -I	住戸内のパイプシャフト	e ₂ -VII		e ₂ -I	階下のあるトレンチ内	e ₂ -VII	e ₂ -VII	e ₂ -I	住戸外のパイプシャフト	e ₂ -VII		e ₂ -I	スラブ上転がし配管				暗渠	屋外ピット内	d-VII		d-I	階下のないトレンチ内	d-VII		d-I	床下	1階床下	d-VII		d-I	屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e ₂ -VII		e ₂ -I	<p>標準仕様書に合わせて修正</p>
工事区分		給水・消火	排水	給湯																																																																																																											
屋内	屋内露出	a ₁ -VII		a ₁ -I																																																																																																											
	押入内・物置内	a ₁ -VII	a ₁ -VII	a ₁ -I																																																																																																											
屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	c ₁ -VII	c ₁ -VII	c ₁ -I																																																																																																											
	住戸内のパイプシャフト	c ₁ -VII		c ₁ -I																																																																																																											
	階下のあるトレンチ内	c ₁ -VII	c ₁ -VII	c ₁ -I																																																																																																											
	住戸外のパイプシャフト	c ₁ -VII		c ₁ -I																																																																																																											
	スラブ上転がし配管																																																																																																														
暗渠	屋外ピット内	d-VII		d-I																																																																																																											
	階下のないトレンチ内	d-VII		d-I																																																																																																											
床下	1階床下	d-VII		d-I																																																																																																											
屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e ₂ -VII		e ₂ -I																																																																																																											
工事区分		給水・消火	排水	給湯																																																																																																											
屋内	屋内露出	a ₁ -VII		a ₁ -I																																																																																																											
	押入内・物置内	a ₁ -VII	a ₁ -VII	a ₁ -I																																																																																																											
屋内隠蔽	天井内・木造壁内（パイプスペース）	e ₂ -VII	e ₂ -VII	e ₂ -I																																																																																																											
	住戸内のパイプシャフト	e ₂ -VII		e ₂ -I																																																																																																											
	階下のあるトレンチ内	e ₂ -VII	e ₂ -VII	e ₂ -I																																																																																																											
	住戸外のパイプシャフト	e ₂ -VII		e ₂ -I																																																																																																											
	スラブ上転がし配管																																																																																																														
暗渠	屋外ピット内	d-VII		d-I																																																																																																											
	階下のないトレンチ内	d-VII		d-I																																																																																																											
床下	1階床下	d-VII		d-I																																																																																																											
屋外多湿	バルコニー・開放廊下 屋外露出	e ₂ -VII		e ₂ -I																																																																																																											

頁	改定（新）		現行（旧）		摘要
46	9.4.10 防犯カメラ設備	<p style="text-align: center;">第9章 昇降機設備工事</p> <p style="text-align: center;">第4節 かご</p> <p>1 防犯カメラ及びデジタルレコーダーから構成されるものとし、その仕様は次による。</p> <p>(1) 防犯カメラ</p> <p style="padding-left: 20px;">ア カラーカメラとし、形状はドーム型とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 撮影部は、固体撮像素子（<u>CCD又はCMOS</u>）で構成されたものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 性能は、水平解像度は330TV本以上、最低被写体照度は10lx以下、オートホワイトバランス機能付きとする。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p>	9.4.10 防犯カメラ設備	<p style="text-align: center;">第9章 昇降機設備工事</p> <p style="text-align: center;">第4節 かご</p> <p>1 防犯カメラ及びデジタルレコーダーから構成されるものとし、その仕様は次による。</p> <p>(1) 防犯カメラ</p> <p style="padding-left: 20px;">ア カラーカメラとし、形状はドーム型とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 撮影部は、固体撮像素子（1/3形又は1/4形CCD）で構成されたものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 性能は、水平解像度は330TV本以上、最低被写体照度は10lx以下、オートホワイトバランス機能付きとする。</p> <p>(2) （変更なしー省略）</p> <p>2 （変更なしー省略）</p> <p>3 （変更なしー省略）</p>	<p style="color: red;">現場の実態に合わせて変更</p>